

多田山産業団地



地区計画の手引き

平成24年6月29日（決定）

平成30年4月 1日（変更）

多田山産業団地 地区計画

平成30年4月1日決定（伊勢崎市告示第53号）

名 称		多田山産業団地地区計画
位 置		伊勢崎市赤堀今井町一丁目及び赤堀今井町二丁目の各一部
面 積		約 16.5 h a
地区計画の目標		<p>本地区は伊勢崎市の北西部と前橋市の南東部の境に位置し、主要地方道前橋・西久保線を挟んで、群馬県企業局によって開発される区域の一部です。</p> <p>北関東自動車道伊勢崎インターチェンジから北方向約5 kmに位置しており、また前橋笠懸道路（国道50号）の整備により交通利便性の向上が見込まれることから、建築物の用途の制限等を行うことにより、周辺環境と調和した計画的で良好な産業団地の形成を目標とします。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	周辺環境と調和を図りながら、産業集積に向けた適正な土地利用を図ります。
	地区施設の整備の方針	本地区の地区施設は、群馬県企業局によって整備されるため、その機能や環境が損なわれないよう維持、保全を図ります。
	建築物等の整備の方針	良好な産業団地の形成を図るため、建築物等の用途の制限のほか、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を行います。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第12項の規定による制限に則するほか、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 共同住宅、寄宿舎又は下宿 店舗、飲食店、その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設 カラオケボックスその他これに類するもの マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 図書館、博物館その他これらに類するもの 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 公衆浴場 診療所 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 自動車教習所 畜舎 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）※に規定する廃棄物を処理する施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
	建築物の建ぺい率の最高限度	60%
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ （ただし、市長が公共公益上やむを得ないと認められたものについては、この限りでない。）
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上後退すること。
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の外観等は、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。</p> <p>敷地内の広告物又は看板（建築物に設置するものを含む）は自己の用に供するものに限定するとともに、表示方法は周辺的美観・風致を損なわないものとする。</p>



【参考】

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（定義）

- 第 2 条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。
- 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
- 1 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
 - 2 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第 15 条の 4 の 5 第 1 項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）
- 5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第 13 条の 2 第 1 項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第 12 条の 3 第 1 項に規定する事業者、同条第 3 項に規定する運搬受託者及び同条第 4 項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。



